

## 後期まちづくり基本計画策定支援業務委託募集要項

### 1 趣旨及び目的

本市の総合的なまちづくりの方向性を示すための指針である「尼崎市総合計画」（別紙参照）は、一定期間変わることのない基本的なまちづくりの方向性を示す、「まちづくり構想（構想期間 10 年）」とその構想のもとに、都市像を実現するための具体的な施策展開を定める「まちづくり基本計画（計画期間 5 年）」で構成されている。「まちづくり構想」については計画期間が令和 5～14 年の 10 年間、「まちづくり基本計画」については、「前期まちづくり基本計画（以下「前期計画」）」が令和 5～9 年、「後期まちづくり基本計画（以下「後期計画」）」が令和 10～14 年のそれぞれ 5 年間の予定となっている。前期計画が令和 9 年度（2027 年度）で計画期限を迎えるにあたり、後期計画の策定作業についての支援を目的とするもの。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

後期まちづくり基本計画策定支援業務

#### (2) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### (3) 業務内容

別添 1 「後期まちづくり基本計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容のとおり

#### (4) 提案上限額

7,441,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

### 3 応募者資格

企画提案に応募することができる者は、次の要件を全て満たしていること。

(1) 仕様書に定める業務について、適切に遂行できる能力と実施体制を有しており、本市との協議事項に対して柔軟に対応できること。

(2) 尼崎市契約規則第 4 条に定める競争入参加有資格者名簿に登録されていること。なお、次の書類を整え、申込書類と合わせて提出できる場合はこの限りでない。

ア 定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。

イ 法人税、消費税、地方消費税、事業所を有する自治体の市税等を納税していることを証明できる書類（非課税の場合は、これに代わる書類）。

ウ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。

(3) 次の事項のいずれの場合にも該当していないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する場合。

イ 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱（平成 30 年 7 月 10 日市長決定）に基づく入札参加停止の措置を受けている場合。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている場合。

エ 自己又は自社の役員等が、次に掲げる団体のいずれかに該当する、もしくは次に掲げる団体の者がその経営に実質的に関与している場合。

(7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体。

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

(ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体。

(エ) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体。

(オ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）。

(カ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体。

#### 4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

#### 5 スケジュール

項目	日程
募集要項の公表	令和 8 年 4 月 27 日（月）から
質問の受付	令和 8 年 5 月 11 日（月）午後 5 時まで
質問の回答	令和 8 年 5 月 13 日（水）までに回答
企画提案書等の応募書類提出期限	令和 8 年 5 月 25 日（月）午後 5 時まで
1 次審査（書類審査）	令和 8 年 5 月 26 日（水）予定
1 次選定結果決定・通知	令和 8 年 5 月下旬 予定
プレゼンテーション審査	令和 8 年 6 月 5 日（金）予定
選定結果通知	令和 8 年 6 月上旬～中旬 予定

#### 6 応募方法及び応募書類

##### (1) 応募方法

令和 8 年 5 月 25 日（月）午後 5 時までに、企画提案書等応募書類を尼崎市役所企画財政局政策部都市政策課（本庁舎北館 4 階）へ持参または郵送すること（郵送の場合も期限必着とする）。

持参の場合は電話にて必ず前日までに事前予約することとし、郵送の場合は到着確認を行うこと。

なお、提出書類の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

## (2) 応募書類

ア 企画提案申込書（様式 1 号）

イ 企画提案書（任意様式）

仕様書に基づき、別添 2「評価項目」を踏まえた上で、本業務を実施するにあたっての方針やアピールポイントを明記すること。

ウ 会社概要（任意様式）

貴社（本社・支社）の経歴、事業概要について簡潔に記載すること（パンフレット等の会社概要で代用することも可）。

エ 業務の実施体制（様式 2 号）

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、業務実績等及び業務の分担内容について記載すること（1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可）。

オ 過去の業務実績（様式 3 号）

管理技術者及び主たる担当技術者が、当委託業務内容に関連する業務について、過去 5 年間（令和 3 年度～令和 7 年度までの間）に履行した実績（業務名、発注者名、履行期間、業務内容）を記載すること（1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可）。

カ 見積書（任意様式）

(ア) 「2 業務の概要」に記載する提案上限額以下の金額で提示すること。

(イ) 見積金額は消費税相当額を含まない金額とし、別途消費税額を記載すること。

(ウ) 当委託業務に係る事業費の積算内訳を記載すること。

(3) 上記ア～カの順にそれぞれインデックスをつけたうえ 1 つに綴じ、8 部（正本 1 部、複本 7 部）を提出すること。

(4) 企画提案申込書等提出後、応募事業者の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて「辞退届」（様式 4 号）を提出すること。

## 7 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問票（様式 5 号）に質問事項を記入の上、件名は「プロポーザル質問〇〇〇（法人名）」と入力し、本要項「11 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に提出すること（来庁、電話等による質問は受け付けない）。

(2) 質問の受付期限

令和 8 年 5 月 11 日（月）午後 5 時まで

(3) 回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等を伏せて本市のホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面）上にて随時公表する。

※令和 8 年 5 月 13 日（水）までに回答

(4) 留意事項

選定基準に関する質問は受け付けない。

## 8 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

(1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。

(2) 提出された企画提案書等応募書類は、提出期日を過ぎてからの訂正や差し替えを一切認めない。

(3) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、公開の対象とする。選定されなかった事

業者の企画提案書等応募書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

(4) この募集に伴い、プロポーザル応募に要した費用については、全て事業者の負担とする。

## 9 選定方法及び審査基準

### (1) 選定方法

公募型企画提案（プロポーザル）方式とする。

#### ア 1次選定（書類審査）

応募者数が4者を超えた場合は、企画財政局政策部都市政策課において、企画提案書に基づく1次選定を実施し、上位4者を選定する。また、応募者が4者に満たない場合でも、提出書類に不備等があった場合又は見積金額が委託上限額を超えた場合には失格とする。なお、1次選定の評価点数は最終的な事業者決定に影響を与えないものとする。

#### (7) 実施予定日

令和8年5月26日（火）（予定）

#### (4) 結果通知

応募者全員に選定結果を令和8年5月下旬を目途に電子メールで通知する。なお、1次選定が実施されなかった場合は、その旨を通知する。

#### イ 2次選定（プレゼンテーション）

1次選定入選者によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する「後期まちづくり基本計画策定支援業務実施事業者選定会議」において、企画提案書の内容と併せて総合的に評価し契約候補者を選定する。

また、応募者が1社の場合であっても、選定会議を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

なお、企画提案書を提出した応募者がプレゼンテーションに参加しない場合は、選定の対象外とする。

#### (7) 実施予定日

令和8年6月5日（金）（予定）

時間、開催場所等の詳細は、1次選定結果の通知とともに、電子メールで通知する。

#### (4) 実施時間

1者につき30分程度を予定しており、応募者からの20分間の企画提案内容の説明の後、10分程度の質疑応答を行う。

#### (4) プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した提案書に基づく説明を行うこと。ただし、企画提案書の内容を要約した当日資料については配布を可とするが、必ず8部を提出すること。

また、プレゼンテーションの実施にあたって、パワーポイント等を利用する場合は、必ず企画提案書提出時に申し出ること。パソコンについては応募者の持ち込みとし、モニター（接続ケーブルはHDMI端子）は、市が準備する。

なお、プレゼンテーション審査を欠席した場合は、事業実施の意思がないものとみなし、原則として、契約候補者として選定しないものとする。

#### (4) 説明者

原則として、提案書の実施体制に記載されている主担当者が説明を行うこと。また会場への入室は3人以内とする

#### (4) その他

プレゼンテーションにおける質疑応答に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

(2) 評価基準

審査は、別添 2「評価項目」に基づいて行う。

(3) 選定結果

ア 後日、電子メールにて通知する。

イ 選定の経過については、公表しない。また、選定結果の異議申し立てについては、受け付けない。

## 10 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は本市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ただし、業務成果の品質確保のため、選定会議において別に定める業務遂行に必要な基準を満たしていると認められなかった応募者は契約候補者の対象外とする。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時までに「3 応募資格」を欠いていることが判明したとき

ウ 契約締結時までに「4 応募者の失格」の要件に該当していることが判明したとき

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

(4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出することとする。

## 11 連絡先及び提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号 尼崎市役所本庁舎 北館 4 階

企画財政局政策部都市政策課（担当：宮野、首藤）

電話：06-6489-6138

ファクス：06-6489-6793

メール：ama-soukei@city.amagasaki.hyogo.jp

以上